

## 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中

1,500平方メートルタイプ工場使用料	月額	1,200,000円	を に
1,500平方メートルタイプ工場使用料	月額	1,200,000円	
1,500平方メートルタイプ工場使用料（2区画分割型）	1区画につき月額	600,000円	

改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

平成26年9月17日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

### 理 由

沖縄国際物流拠点産業集積地域内に新たにうるま地区内賃貸工場を整備することに伴い、その使用料の徴収根拠を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。